

「軽度生活援助事業」のしおり

1 目的

ひとり暮らし高齢者へ軽易な日常生活上の援助を行うことにより在宅での自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態の進行を予防することを目的としています。

2 対象者

おおむね65歳以上の在宅のひとり暮らしの高齢者の方

3 事業の内容

- (1) 外出時の援助
- (2) 食事・食材の確保
- (3) 寝具類等大物の洗濯、日干し及びクリーニングの洗濯物搬出
- (4) 家回りの手入れ
- (5) 軽微な修繕等
- (6) 家庭内での整理・整頓
- (7) 朗読・代読
- (8) 雪かき・除草

4 利用料金 … 1時間当たりにかかる費用の1割

5 利用可能時間 … 週2時間まで（週1回2時間、週2回1時間）隔週も可。 月～金曜日（祝日を除く）8時30分から17時の間。

6 利用上の注意

- ◎ 作業内容については、申請時の作業項目のみです。その範囲を越えて作業を行うことはできませんので、ご了承ください。
- ◎ 介護保険における要支援・要介護の認定を受けられた場合は、介護保険サービス（ヘルパー等）を優先にご利用いただくこととなります。
- ◎ 利用日に都合が悪くなった場合は前日までに必ず角田市シルバー人材センター（63-5112）に連絡してください。

◆◆◆ お問い合わせ ◆◆◆

角田市介護支援課長寿包括ケア係（総合保健福祉センター内）

電話 63-2151